



2024, 10, 07

No. 069

申10号

「現業機関におけるコアタイムのないフレックスタイム制」の適用者に対し、
「労使間の取扱いに関する協約」に基づく取り扱いを求める申し入れ

2024年10月7日 申し入れを提出

■ 「労使間の取扱いに関する協約」で

労使間協議に係る「勤務時間中の組合活動」は保証されている！

〔第3章 便宜供与 第1節 勤務時間中の組合活動 第49条（勤務時間中の組合活動）〕

■ これまで会社は、

労使間協議に係る「勤務時間中の組合活動」について

フレックスタイム制の場合はコアタイムしか認めていない。

■ 「コアタイム及びフレキシブルタイムの全ての時間を勤務しなかつた場合には、当該日を『日の欠勤』として取扱う」と定めている。

〔フレックスタイム規程 第9条（欠勤の扱い）〕

▷ 労使間協議に係る「勤務時間中の組合活動」をコアタイムとフレキシブルタイムを問わず認めなければ、勤務種別によって便宜供与に不平等が生じる環境に！

— 2024年10月「現業機関におけるコアタイムのないフレックスタイム制」が開始 —

▷ 制度改正により公平性を欠くにとどまらず、組合員の生活をも脅かしかねない不利益変更により、団体交渉権を抑圧しかねない！！

申し入れ事項

1. 労働条件に関する協約 第53条（労働時間制 フレックスタイム制）およびフレックスタイム制に関する協定の適用を受ける組合員について、フレキシブルタイムおよびコアタイムに関わらず、労使間の取扱いに関する協約 第3章 便宜供与 第1節 勤務時間中の組合活動 第49条（勤務時間中の組合活動）に基づき取り扱うこと。

2. 今申し入れに対する回答は、2024年10月31日までにを行うこと。また、団体交渉は2024年11月15日までに実施すること。

通称

「団体交渉権」を脅かしかねない！
「コア無しフレ」適用者の



2024,12,04

No. 133

申
10 号

「現業機関におけるコアタイムのないフレックスタイム制」の適用者に対し、
「労使間の取扱いに関する協約」に基づく取り扱いを求める申し入れ

労使間の取扱いに関する協約は、

11月29日 団体交渉を行い、全項終了

輸送サービス労組の組合員にすべからく適用されるものであり、

会社の一方的な解釈により、不利益を被ることはあってはならない!

1. 労働条件に関する協約 第53条（労働時間制 フレックスタイム制）およびフレックスタイム制に関する協定の適用を受ける組合員について、フレキシブルタイムおよびコアタイムに関わらず、労使間の取扱いに関する協約 第3章 便宜供与 第1節 勤務時間中の組合活動 第49条（勤務時間中の組合活動）に基づき取り扱うこと。

（回答）フレックスタイム制とは、始業及び終業の時刻の決定を社員自らの選択にゆだねる制度であり、フレキシブルタイムは、社員個人の選択により勤務できる時間帯である。
なお、勤務時間中の組合活動については、労使間の取扱いに関する協約（令和6年10月1日締結）に則り、取り扱うこととなる。

<輸送サービス労組>

- フレックス適用者については、前月の25日に勤務指定がされ、休日以外は出勤日である。
- 月初に労務提供の意思をシステムに入力し、管理者が労務提供予定時間の把握を行っている。
- コア有りフレックス、コア無しフレックスの勤務種別は会社が指定するものであり、社員個人で選択できない。
- 労使間の取扱いに関する協約第49条の適用に対して現在の解釈・運用では、コア無しフレックスタイム制が適用されている組合員は組合活動の制限に繋がる。フレックス制度の趣旨である柔軟な働き方ができないばかりが、組合活動に対する不利益扱いになっており容認できない!

労使間の取扱いに関する協約 第49条 ※一部抜粋
(勤務時間中の組合活動)
(2) 団体交渉に交渉委員、関係者又は書記として出席する場合。

- 経営協議会や団体交渉等の日時・場所については労使協議で決定しているとしながらも、会社の指定した日時・場所で開催されている。
- 始業及び終業の時刻の決定を社員自らの選択にゆだねる制度でありながらも、「フレックスタイム規程」には7時～22時の時間が指定されている。

<会社>

- ✓ 労使間の取扱いに関する協約第49条の勤務時間中の組合活動について、フレックスタイム制は始業及び終業の時刻の決定を社員自らの選択にゆだねる制度であるから、勤務時間には該当しない。これを認めるとなると過剰な便宜供与となる。
- ✓ システム入力を行うことが勤務指定ではなく、あくまでも勤務の予定を把握するものであり、労働の義務が発生していない。

勤務時間中の組合活動は認めないものの以下の点について認識一致を図る!

- ◇ 労使間の取扱いに関する協約は輸送サービス労組組合員にすべからく適用するものであること。
- ◇ 労使間の取扱いに関する協約第2条2項の「諸規程」には「フレックスタイム規程」も含まれること。

労使間の取扱いに関する協約 第1章 総則
第2条（労働協約の遵守義務）

2 就業規則その他これに準ずる諸規程が、労働協約に抵触する場合は、その抵触する部分については労働協約が優先する。

**労務の提供意思がある中で、団体交渉等に参加した場合には「自分の時間」ではなく、
勤務時間中の組合活動として労働組合活動を保障するべきだ!**